

# 水戸市新斎場整備基本構想



## 目 次

第1章 基本構想策定の趣旨.....	1
1 基本構想策定の趣旨 .....	2
2 総合計画における位置付け .....	2
第2章 斎場の現況と課題.....	3
1 斎場の現況 .....	4
2 将来の火葬需要の予測 .....	14
3 課題の整理 .....	16
第3章 新斎場整備の基本的方向.....	17
1 新斎場整備のコンセプト及び整備基本方針 .....	18
2 整備用地の選定 .....	19
第4章 新斎場の施設機能等.....	25
1 施設の基本的機能 .....	26
2 将来必要となる火葬炉数の設定 .....	30
第5章 整備スケジュール等.....	31
1 事業手法の検討 .....	32
2 整備スケジュール .....	32



# 第1章 基本構想策定の趣旨

## 第1章 基本構想策定の趣旨

### 1 基本構想策定の趣旨

本市では、1977（昭和52）年に水戸市斎場（以下「現斎場」という。）を建設して以来、火葬炉や式場等の増設を進め、現在、火葬炉8基、式場3室、待合室10室を備え、市民サービスの向上に努めています。

また、合併に伴って、内原地区の火葬業務については、笠間地方広域事務組合（構成団体：笠間市、水戸市、城里町）が運営する笠間広域斎場やすらぎの森（以下「やすらぎの森」という。）においても執り行われています。

近年、本市においても本格的な超高齢社会が到来する中で、斎場は市民生活にとって必要不可欠な施設であることから、葬儀形態の多様化、利便性に十分配慮しながら、その機能を安定的に維持するとともに、より一層市民サービスの向上を図ることが必要です。

本基本構想は、このような課題の解決を図り、水戸市第6次総合計画（以下「総合計画」という。）に位置付けた新たな斎場（以下「新斎場」という。）の整備に向け、将来の火葬需要の予測や基本方針、整備用地の選定など、基本的な事項について定めるものです。

### 2 総合計画における位置付け

総合計画の基本計画・各論においては、安全・安心な暮らしの実現に向けて、「斎場・霊園の充実」を位置付け、斎場については、次のとおり基本的方向と計画を定めています。

#### 【基本的方向】

市民の利便性の向上を図るため、多様化している市民ニーズを捉えながら、斎場のサービス向上や施設整備を進めるとともに、墓地の適切な管理、供給に努めます。

#### 【計画】

##### ○新たな斎場の整備

- 1 斎場については、今後の利用増加が見込まれる需要状況を踏まえ、新たな斎場の整備を推進し、2施設体制の確立により、市民サービスの向上を目指します。

##### ○斎場施設の整備・充実

- 2 現在の斎場について、耐震補強や火葬炉改修とともに、長寿命化計画に基づく改修などに取り組むほか、待合室の改修や設備更新など、利用者のサービス向上を図りながら、施設の適切な維持管理に努めます。
- 3 内原地区の火葬業務を行う一部事務組合の適正な運営を促進するとともに、将来のあり方について検討を進めます。

## 第2章 齋場の現況と課題

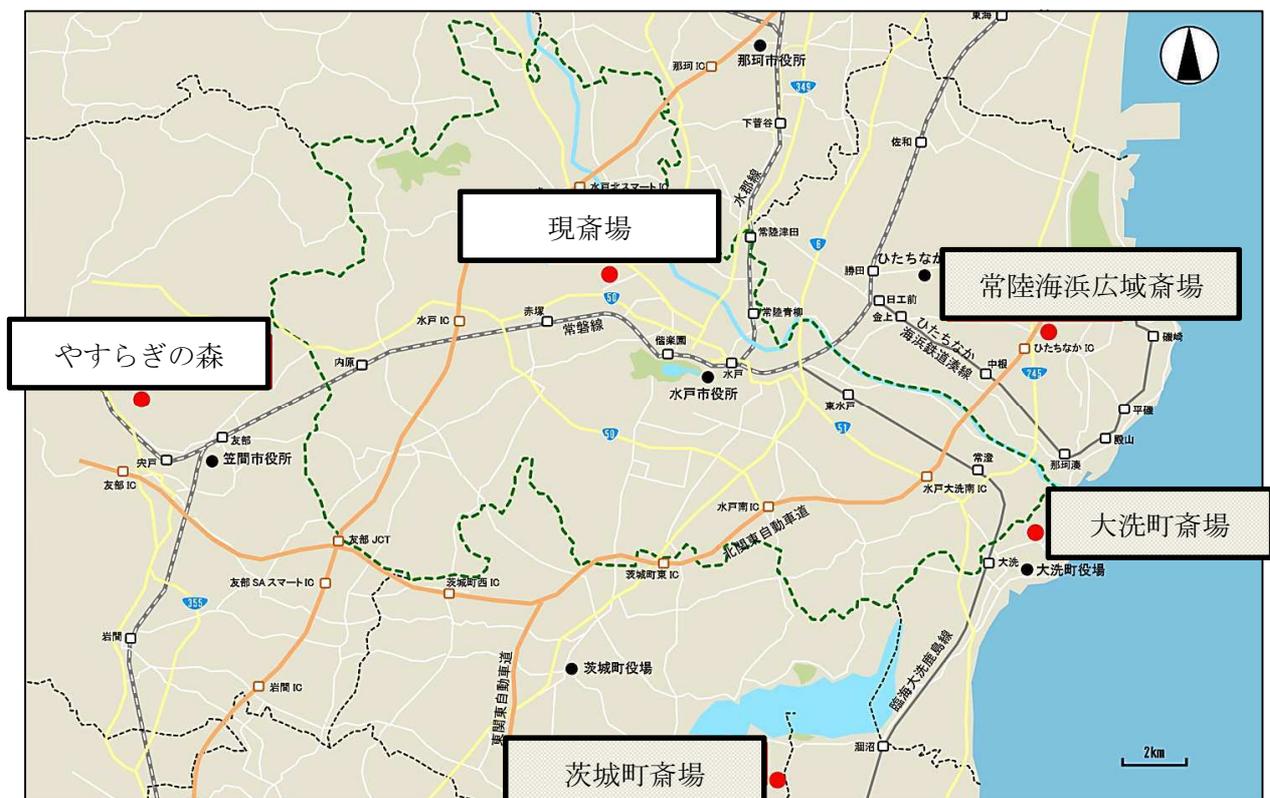
## 第2章 斎場の現況と課題

### 1 斎場の現況

本市の市域は、東西で23.7キロメートル、南北で18.2キロメートルであり、現斎場は、本市の北西部に位置しています。道路交通アクセスでは、常磐自動車道水戸I.Cからは6キロメートル程度の距離にあり、JR常磐線赤塚駅が最寄り駅です。

また、やすらぎの森は、笠間市中央部に位置し、JR水戸線宍戸駅から3キロメートル程度の距離に位置しています。

図-1 現斎場、やすらぎの森及び隣接自治体斎場の位置図



(1) 現斎場（市全域）

ア 施設概要及び使用料

表－1 施設概要

供用開始		1977（昭和52）年11月	
敷地面積		17,251.5㎡	
延床面積		4,008.9㎡	本館：505.6㎡ 待合棟：1,400.3㎡ 火葬棟：528.0㎡ 新館：1,575.0㎡
施設 内容	火葬 部門	火葬炉	火葬炉8基
		告別室・収骨室	告別室・収骨室3室
	待合部門	待合ホール，待合室10室（全室和室）	
	式場部門	第一式場（洋室500人収容），第二式場（洋室160人収容），第三式場（洋室80人収容）	
	駐車場	300台	
職員数		事務職員2名，業務職員5名，嘱託員3名，臨時職員1名	
その他		予約・受付は斎場予約システムを導入	



表－2 火葬場使用料

区 分	種 別	単 位	使用料	
			本市の住民	本市以外の住民
火 葬	13歳以上	1体	5,000円	40,000円
	12歳以下	1体	2,500円	20,000円
	死胎児	1体	1,500円	12,000円

表－3 待合室、式場使用料

区 分	種 別	単 位	使用料		超過料金(1時間ごと)	
			本市の住民	本市以外の住民	本市の住民	本市以外の住民
待合室	—	2時間	4,000円	8,000円	1,000円	2,000円
式 場	第1式場	3時間	54,000円	108,000円	13,500円	27,000円
	第2式場		18,000円	36,000円	4,500円	9,000円
	第3式場		9,000円	18,000円	2,250円	4,500円

イ 運営状況

(7) 基本的事項

休 日	1月1日, 1月2日, 友引の日
火葬執行時間	9時20分, 9時30分, 9時40分, 10時, 10時10分, 10時20分(冬季), 13時30分, 13時40分, 13時50分, 14時10分, 14時20分, 14時30分

※ 冬季とは、12月末から翌年2月末まで

(イ) 火葬場の利用実績

過去5年間の年間平均火葬件数は、2,450件であり、近年の火葬件数は増加しています。

表－4 年間火葬件数の推移 (単位：件)

区 分	件 数
2011年度 (平成23年度)	2,481 (2,690)
2012年度 (平成24年度)	2,343 (2,549)
2013年度 (平成25年度)	2,440 (2,656)
2014年度 (平成26年度)	2,457 (2,652)
2015年度 (平成27年度)	2,527 (2,721)
平 均	2,450 (2,654)

※ 括弧内は、市外居住者の火葬件数を含めたもの

(ウ) 待合室の利用実績

過去5年間の年間平均待合室利用件数は、2,945件であり、近年の利用件数は減少しています。

表－5 年間待合室利用件数の推移 (単位：件)

区 分	件 数
2011年度 (平成23年度)	3,143 (3,369)
2012年度 (平成24年度)	2,941 (3,143)
2013年度 (平成25年度)	2,969 (3,180)
2014年度 (平成26年度)	2,897 (3,067)
2015年度 (平成27年度)	2,773 (2,931)
平 均	2,945 (3,138)

※ 括弧内は、市外居住者の利用件数を含めたもの

(I) 式場の利用実績

過去5年間の年間平均式場利用件数は、949件であり、第二式場と第三式場の利用件数の割合の合計が全体の90パーセント程度を占め、葬儀を小規模に行う傾向が見られます。

表－6 年間式場利用件数の推移

(単位：件)

区 分	第一式場 (洋室500人収容)		第二式場 (洋室160人収容)		第三式場 (洋室80人収容)		合 計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
2011年度 (平成23年度)	154 (162)	15.1	410 (450)	40.3	454 (477)	44.6	1,018 (1,089)	100.0
2012年度 (平成24年度)	141 (145)	14.1	425 (454)	42.5	435 (460)	43.4	1,001 (1,059)	100.0
2013年度 (平成25年度)	104 (116)	10.8	401 (432)	41.5	461 (480)	47.7	966 (1,028)	100.0
2014年度 (平成26年度)	109 (113)	12.0	377 (406)	41.5	422 (440)	46.5	908 (959)	100.0
2015年度 (平成27年度)	69 (75)	8.1	383 (402)	44.9	401 (415)	47.0	853 (892)	100.0
平 均	115 (122)	12.1	399 (429)	42.0	435 (454)	45.9	949 (1,005)	100.0

※ 括弧内は、市外居住者の利用件数を含めたもの

(2) やすらぎの森（内原地区のみ）

ア 施設概要及び使用料

表－7 施設概要

供用開始		2001（平成13）年11月（火葬棟・待合棟），2003（平成15）年4月（斎場棟）	
敷地面積		33,000㎡	
延床面積		3,200.5㎡	火葬棟・待合棟：1,851.8㎡ 斎場棟：1,348.7㎡
施設内容	火葬部門	火葬炉	火葬炉5基
		告別室・収骨室	告別室2室，収骨室2室
	待合部門	待合ホール，待合室4室（和室2室，洋室2室）	
	式場部門	大式場（200人用），小式場（100人用），清め室2室，遺族控室（2室） ※ 式場は可動式間仕切を外し，300人用として使用可能	
	駐車場	240台	
職員数		事務職員2名，臨時職員6名	
その他		火葬炉運転管理業務を委託 予約・受付は斎場予約システムを導入	



表－8 火葬室使用料

区 分	種 別	単 位	使用料	
			区域内住民	区域外住民
火 葬	13 歳以上	1 体	7,000 円	50,000 円
	13 歳未満	1 体	3,000 円	25,000 円
	死胎児	1 体	2,000 円	20,000 円

表－9 待合室、式場使用料

区 分	種 別	単 位	使用料		超過料金(1時間ごと)	
			区域内住民	区域外住民	区域内住民	区域外住民
待合室	—	2 時間	3,080 円	10,280 円	1,020 円	2,050 円
式 場	小式場 (100 人用)	1 回	30,850 円	92,570 円	—	—
	大式場 (200 人用)	1 回	51,420 円	154,280 円	—	—

イ 運営状況

(7) 基本的事項

休 日	1月1日から3日まで、友引の日（通夜式場は、友引の日も利用可）
火葬執行時間	9時、9時30分、10時、13時、13時30分、14時

(4) 火葬室の利用実績

過去5年間の年間平均火葬件数は、1,029件であり、そのうち、内原地区の利用件数は84件で、全体の8.2パーセントとなっています。

表-10 年間火葬件数の推移

(単位：件)

区 分	区域内利用者								区域外利用者		合 計	
	笠間市		水戸市 (内原地区)		城里町 (七会地区)		合 計		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)				
2011年度 (平成23年度)	923	85.9	91	8.5	24	2.2	1,038	96.6	36	3.4	1,074	100.0
2012年度 (平成24年度)	887	86.5	77	7.5	40	3.9	1,004	97.9	22	2.1	1,026	100.0
2013年度 (平成25年度)	860	86.5	84	8.5	28	2.8	972	97.8	22	2.2	994	100.0
2014年度 (平成26年度)	900	86.5	74	7.1	36	3.5	1,010	97.1	30	2.9	1,040	100.0
2015年度 (平成27年度)	860	85.0	95	9.4	24	2.4	979	96.7	33	3.3	1,012	100.0
平 均	886	86.1	84	8.2	30	2.9	1,000	97.2	29	2.8	1,029	100.0

(ウ) 待合室利用実績

過去5年間の年間平均待合室利用件数は、1,049件であり、そのうち、内原地区の利用件数は88件で、全体の8.4パーセントとなっています。

表-11 年間待合室利用件数の推移 (単位：件)

区分	区域内利用者								区域外利用者		合計	
	笠間市		水戸市 (内原地区)		城里町 (七会地区)		合計					
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
2011年度 (平成23年度)	959	86.5	97	8.7	25	2.3	1,081	97.5	28	2.5	1,109	100.0
2012年度 (平成24年度)	923	86.9	80	7.5	40	3.8	1,043	98.2	19	1.8	1,062	100.0
2013年度 (平成25年度)	878	87.2	85	8.4	28	2.8	991	98.4	16	1.6	1,007	100.0
2014年度 (平成26年度)	907	86.3	81	7.7	42	4	1,030	98.0	21	2	1,051	100.0
2015年度 (平成27年度)	867	85.2	95	9.3	27	2.7	989	97.2	29	2.8	1,018	100.0
平均	907	86.5	88	8.4	32	3.0	1027	97.9	22	2.1	1,049	100.0

(イ) 式場利用実績

過去5年間の年間平均式場利用件数は、596件であり、そのうち、内原地区の利用件数は64件で、全体の10.7パーセントとなっています。

表-12 式場利用件数の推移 (単位：件)

区分	区域内利用者								区域外利用者		合計	
	笠間市		水戸市 (内原地区)		城里町 (七会地区)		合計					
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
2011年度 (平成23年度)	545	88.2	59	9.5	9	1.5	613	99.2	5	0.8	618	100.0
2012年度 (平成24年度)	512	86.6	55	9.3	17	2.9	584	98.8	7	1.2	591	100.0
2013年度 (平成25年度)	517	87.5	64	10.8	9	1.5	590	99.8	1	0.2	591	100.0
2014年度 (平成26年度)	521	87.7	59	9.9	12	2.0	592	99.7	2	0.3	594	100.0
2015年度 (平成27年度)	494	84.6	81	13.9	9	1.5	574	100.0	0	0.0	584	100.0
平均	518	86.9	64	10.7	11	1.9	593	99.5	3	0.5	596	100.0

(3) 隣接自治体斎場における火葬件数

隣接自治体の設置する斎場における市民の火葬件数は、過去5年間の平均で約62件となっています。

表-13 隣接自治体斎場における市民の火葬件数の推移 (単位：件)

区分	常陸海浜広域斎場		大洗町斎場		茨城町斎場		合計	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
2011年度 (平成23年度)	29	40.3	33	45.8	10	13.9	72	100.0
2012年度 (平成24年度)	9	15.5	48	82.8	1	1.7	58	100.0
2013年度 (平成25年度)	9	14.7	48	78.7	4	6.6	61	100.0
2014年度 (平成26年度)	8	22.9	22	62.8	5	14.3	35	100.0
2015年度 (平成27年度)	11	13.3	47	56.6	25	30.1	83	100.0
平均	13.2	21.3	39.6	64.1	9.0	14.6	61.8	100.0

(4) 現斎場、やすらぎの森及び隣接自治体斎場における市民の火葬件数

過去5年間の現斎場、やすらぎの森及び隣接自治体斎場における市民の火葬件数の平均は、2,596件であり、そのうち、現斎場の火葬件数は2,450件で、全体の94.4パーセントとなっています。

表-14 現斎場等における市民の火葬件数の推移 (単位：件)

区分	現斎場	やすらぎの森	隣接自治体斎場	合計
2011年度 (平成23年度)	2,481	91	72	2,644
2012年度 (平成24年度)	2,343	77	58	2,478
2013年度 (平成25年度)	2,440	84	61	2,585
2014年度 (平成26年度)	2,457	74	35	2,566
2015年度 (平成27年度)	2,527	95	83	2,705
平均	2,450	84	62	2,596

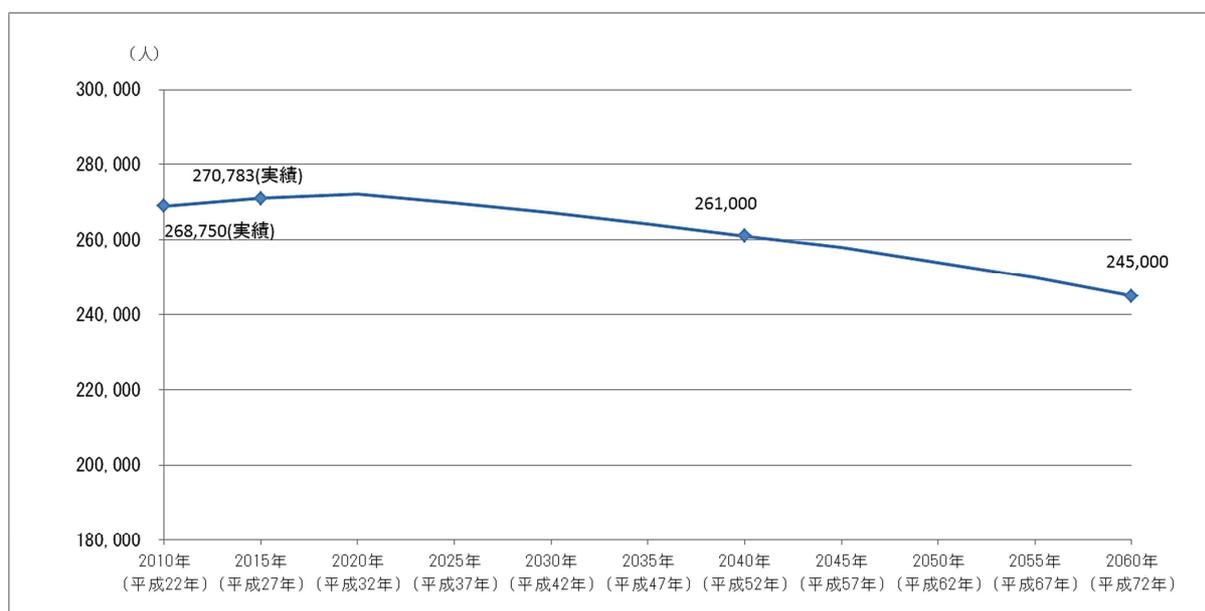
## 2 将来の火葬需要の予測

将来の火葬需要については、市内の死亡者の全てを本市の斎場において受け入れることを基本とし、算出します。

### (1) 将来人口の推計

将来の死亡者数を算出する上での基礎となる将来人口については、水戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016年2月策定）における人口ビジョンの値により、2060（平成72）年までの状況を示すと、次のとおりです。

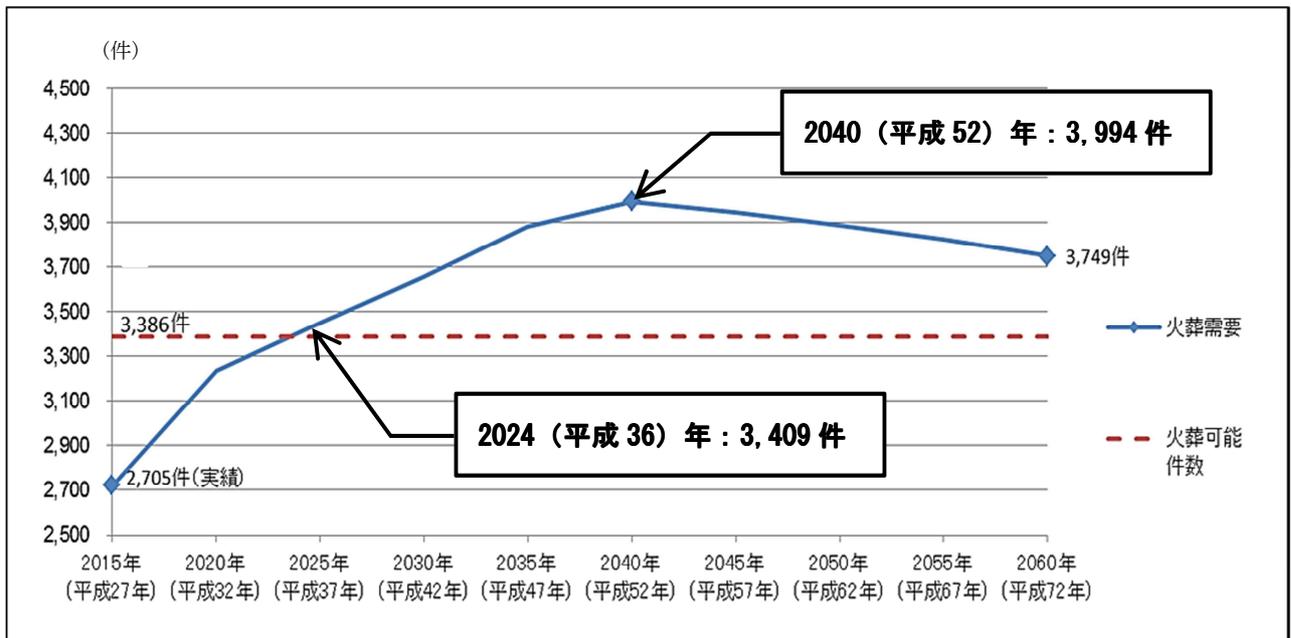
図－2 将来人口の推計



### (2) 将来の死亡者数と将来の火葬需要

将来の死亡者数については、国立社会保障・人口問題研究所の「将来の生残率，純移動率，子ども女性比：日本の地域別将来推計人口」（2013年3月推計）における本市の数値を参考とし、将来人口に死亡率（＝1－生残率）を乗じて将来の火葬需要を推計すると、図－3のとおりです。

図－3 火葬需要の推計



現斎場における1日当たりの火葬可能件数<sup>注1</sup>を見ると、通常時は最大11件、冬季に限っては最大12件であることから、年間の火葬可能件数は3,386件となり、2024(平成36)年には、現斎場の火葬可能件数を超過することが見込まれます。

また、2040(平成52)年には、年間の火葬需要が3,994件に達しピークを迎え、以後、推計最終年次である2060(平成72)年まで減少傾向で推移します。

注1 年間の火葬可能件数は、冬季において増加傾向が見られる火葬件数の季節的な偏りを踏まえ、次のとおり算出します。

$$\text{年間火葬可能件数} = 11 \text{件} \times (\text{平均年間稼働日数} - \text{平均冬季稼働日数}) + 12 \text{件} \times \text{平均冬季稼働日数}$$

表－15 年間稼働日数の推移 (単位: 日)

区分	2011年度 (平成23年度)	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	平均
年間稼働日数	304	300	303	303	304	302.8

表－16 冬季稼働日数の推移 (単位: 日)

区分	2012年度 (平成24年度)	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	平均
冬季稼働日数	56	53	55	54	55

(3) 斎場のあり方の整理

ア 新斎場の整備

本市においては、2024（平成36）年に、年間の火葬可能件数を超過することが見込まれることから、将来の火葬需要や現斎場との位置的なバランス、周辺環境との調和などに配慮しながら、新斎場の整備を進め、市民サービスの向上を目指すことが必要です。

イ 現斎場の充実

1977（昭和52）年に建設以来、約40年が経過し、今後とも、施設の稼働が必要であることから、長寿命化のための改修に取り組むほか、待合室の改修や設備更新など、利用者の利便性の向上、施設の適切な維持管理を図ることが必要です。

ウ 内原地区の火葬業務のあり方

旧内原町との合併後、12年が経過していますが、やすらぎの森の利用件数が依然多いため、当面は、現行どおりの運営を継続しながら、将来の一部事務組合による火葬業務のあり方について検討を進めるものとします。

3 課題の整理

市全体としての斎場のあり方の整理を踏まえ、次のとおり新斎場整備における課題を整理します。

(1) 将来の火葬需要への対応と利用者の利便性の向上

今後の火葬需要の推計から、将来の火葬需要に対応した火葬炉を確保することが必要です。

また、民間の葬祭事業者へ十分配慮しながら、近年の葬儀形態の多様化・小規模化へ対応を図るとともに、斎場は多くの方が利用する施設であることを踏まえ、利用者にとって利便性の高い施設とすることが必要です。

(2) 周辺環境と調和した施設整備の推進

斎場は故人とのお別れを行う場であることを踏まえた景観とするとともに、地域に受け入れられる施設となるよう、周辺環境と調和した施設整備の推進を図ることが必要です。

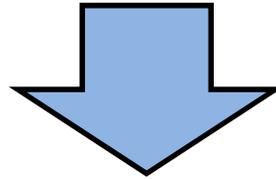
### 第3章 新斎場整備の基本的方向

## 第3章 新斎場整備の基本的方向

### 1 新斎場整備のコンセプト及び整備基本方針

本市の斎場の現況と課題を踏まえ、新斎場整備のコンセプトを次のように定めます。  
また、新斎場整備のコンセプトのもと、基本方針を定め、整備を推進します。

～新斎場整備のコンセプト～  
**全てにやさしく、思いやりと安らぎを感じられる斎場を目指して**



#### 【整備基本方針】

##### (1) 全ての利用者にやさしい斎場

将来の火葬需要に見合った適正規模の火葬能力を確保するとともに、誰もが安心して利用できるユニバーサルデザイン<sup>注1</sup>の理念を導入し、多様化する葬儀にも対応できる施設となるよう、全ての利用者にやさしい斎場を目指します。

##### (2) 周辺環境と調和した、自然にやさしい斎場

緑地等の整備など、景観や環境保全に十分配慮しながら、周辺環境と調和した、自然にやさしい斎場を目指します。

注1 ユニバーサルデザイン：障害の有無，年齢，性別，言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように施設や生活環境をデザインすることです。

## 2 整備用地の選定

新斎場の整備候補地の選定の考え方を整理し、整備候補地を選定するとともに、自然環境条件や社会的条件、その他斎場整備に関する関係法令等を踏まえ、用地選定のための評価項目を設定の上、評価を行い、整備用地を選定します。

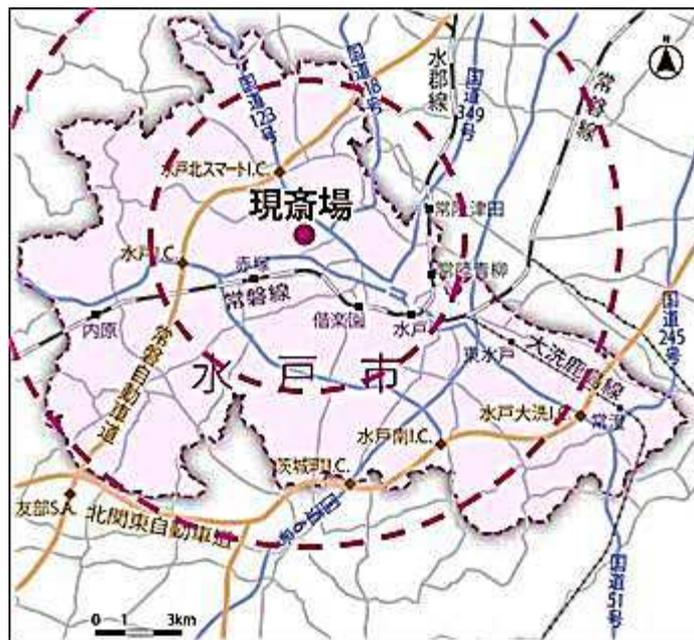
### (1) 整備候補地の選定の考え方

斎場は、市民生活において必要不可欠な施設であり、市民が利用しやすい施設であることが必要です。現斎場から概ね半径10キロメートルの距離を図示すると、東部地区の一部は、現斎場までの距離が相対的に長距離となっています。

新斎場の整備候補地の選定に当たっては、現斎場との位置的なバランスを考慮し、東部地区の住民の利便性向上を図ることができる用地を選定することが必要です。

また、早期の事業化が図られるよう、新斎場整備に適した規模の用地を円滑に確保できることが必要です。

図－4 現斎場からの距離



※ 現斎場から概ね半径5キロメートル及び10キロメートルの距離を図示

**(2) 整備候補地の選定**

前項の考え方を踏まえ、整備候補地は、本市の東部地区に位置する市有地において、選定することとします。

現在、本市において整備を進めている新ごみ処理施設の事業用地（水戸市下入野町内）には、生活環境の向上に資する施設（以下「生活環境向上施設」という。）の用地が2か所（生活環境向上施設A用地、生活環境向上施設B用地）あり、当該用地は、新斎場の整備に適した規模となっております。

生活環境向上施設A用地は、地元集落からのアクセス性や住民の利便性、緩衝緑地帯に残る自然林の活用等を考慮して、健康増進施設等の整備が計画されていることから、生活環境向上施設B用地を整備候補地として選定します。

**(3) 整備候補地の評価**

整備候補地の評価に当たっては、関係法令等を参考として、22ページ表-17のとおり、整備候補地の評価項目を設定します。

そして、評価した結果は、23ページ表-18のようになります。

**(4) 整備用地の選定**

生活環境向上施設B用地は、23ページ表-18の評価結果に加え、地域住民から斎場整備の要望を受けていることから、新斎場の整備用地として適切であると考えられるため、生活環境向上施設B用地を新斎場の整備用地として選定します。

図-5 水戸市東部と新斎場の整備用地

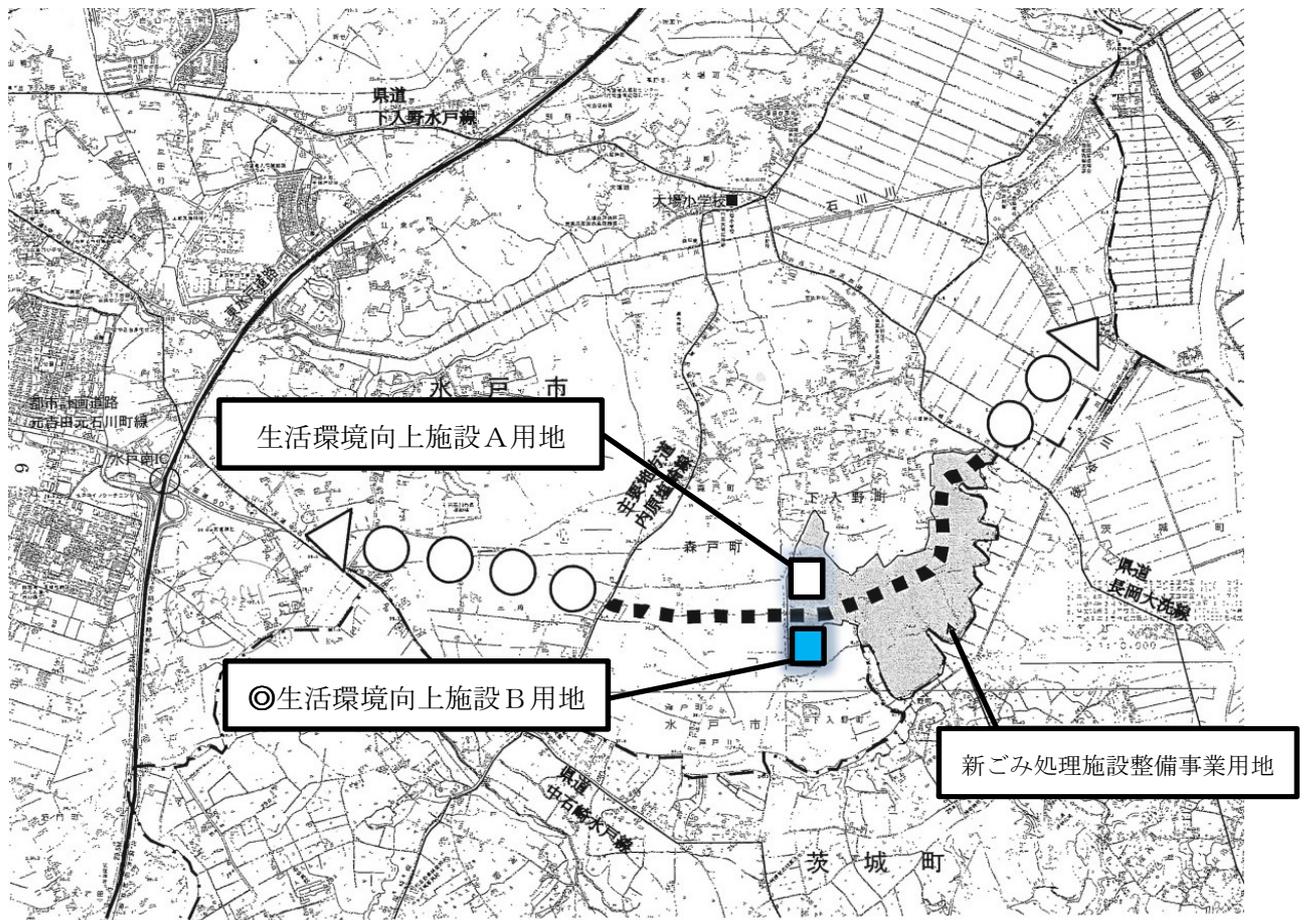


表-17 整備候補地の評価項目

区分		評価基準 / 考え方
<b>自然環境条件</b>		
土地利用	位置	市民の利便性向上を図る上で適切な位置か。
	土地面積	東部地区において、整備に適した規模の用地を確保できる市有地があるか。
	地形・地質	平坦地で、地質的に安定し、地盤低下のおそれのない、造成の容易な土地であり、かつ、排水処理が容易であるか。
周辺環境	景観	周辺環境との景観の調和等を図ることができるか。
	風向	恒風の方向に対して、市街地の風上を避け、付近住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがないか。
<b>社会的条件</b>		
関係法令の規定	防災区域の有無	砂防指定地、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域、浸水想定区域の区域指定はないか。
	埋蔵文化財の有無	埋蔵文化財の有無・与える影響を最小限に留めることができるか。
周辺の土地利用状況	居住地区からの距離	住宅地から一定程度の距離が保たれ、日照、騒音、通風、自然環境への影響を最小限に抑えることができるか。
	福祉、医療、教育施設等の有無	福祉、医療、教育施設等の立地はあるか。
	家屋・高圧線等の既存構造物の有無	移設や撤去に費用負担を要する既存構造物がないか。
<b>その他の条件</b>		
インフラの整備状況	幹線道路等との接続	主要幹線道路からの交通アクセスはよいか。市街地から滞りなく来場できるか。
	電気、上下水道の整備状況	電気、上下水道の整備予定があるか。
	道路の整備状況	アプローチ道路の状況や進入道路があるか。既存道路改良の必要性があるか。工事中道路が確保でき、機器搬入等が容易か。

表-18 整備候補地の評価結果

区分		整備候補地の評価内容
<b>自然環境条件</b>		
土地利用	位置（19頁図-4を参照）	本市の南東側に位置し、現斎場から遠方に居住する市民のサービス向上に寄与する。
	土地面積	現斎場の敷地面積約17,000平方メートルと比較すると、同規模以上の施設の建設が可能である。
	地形・地質	新ごみ処理施設の整備に伴い用地造成を行うため、平坦地である。
周辺環境	景観	敷地の外周に緑地帯等を設置し、周辺環境との調和を図ることができる。
	風向	恒風下に市街地等はないため、付近住民の生活環境への影響を最小限に抑えることができる。
<b>社会的条件</b>		
関係法令の規定	防災区域の有無	防災上注意を要する区域指定はなされていない。
	埋蔵文化財の有無	埋蔵文化財包蔵地に該当していない。
周辺の土地利用状況	居住地区からの距離	半径100メートル以内に住宅はない。敷地規模も大きいため、敷地内での配置の工夫、最新設備機器の導入等により、日照、騒音、通風、自然環境への影響を最小限に抑えることができる。
	福祉、医療、教育施設等の有無	半径100メートル以内に福祉、医療、教育施設等の立地はない。
	家屋・高圧線等の既存構造物の有無	高圧線や高圧鉄塔、既存構築物はない。
<b>その他の条件</b>		
インフラの整備状況	幹線道路等との接続	周辺には主要地方道内原塩崎線、県道中石崎水戸線、県道長岡大洗線がある。また、水戸南I.Cからの道路を整備するため、主要幹線道路からの交通アクセスに支障はない。
	電気、上下水道の整備状況	新ごみ処理施設整備事業に伴い、電気・水道等を整備することとなる。下水道については整備予定はないが、農業集落排水の管きょ整備又は浄化槽の設置により対応が可能である。
	道路の整備状況	新ごみ処理施設の整備に伴い、アクセス道路を整備する。



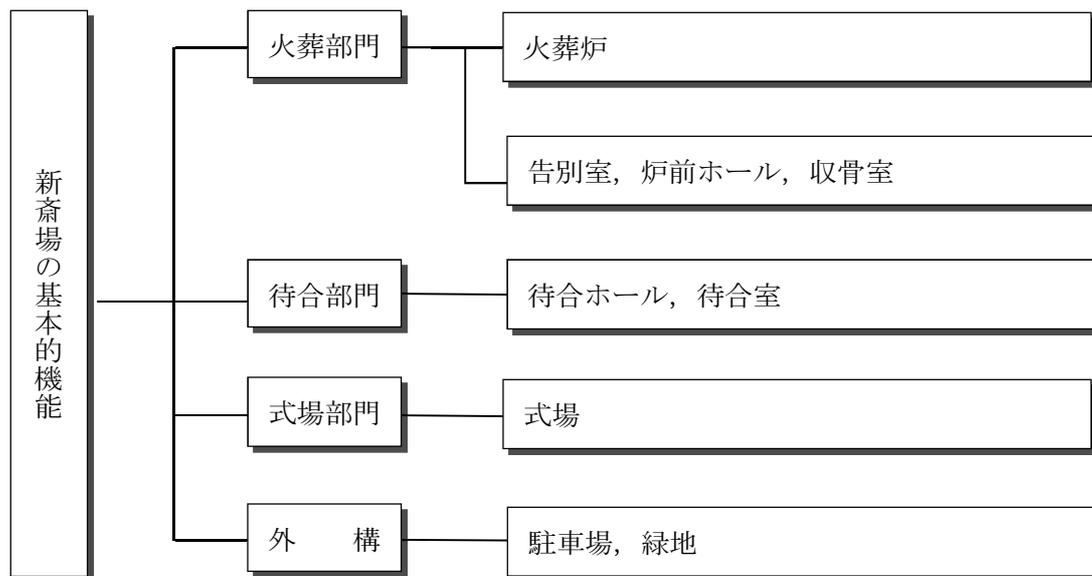
## 第4章 新斎場の施設機能等

## 第4章 新斎場の施設機能等

### 1 施設の基本的機能

新斎場整備のコンセプトの実現に向けては、新斎場の基本的な施設機能を次のとおり定めるものとします。

図－6 新斎場の基本的機能



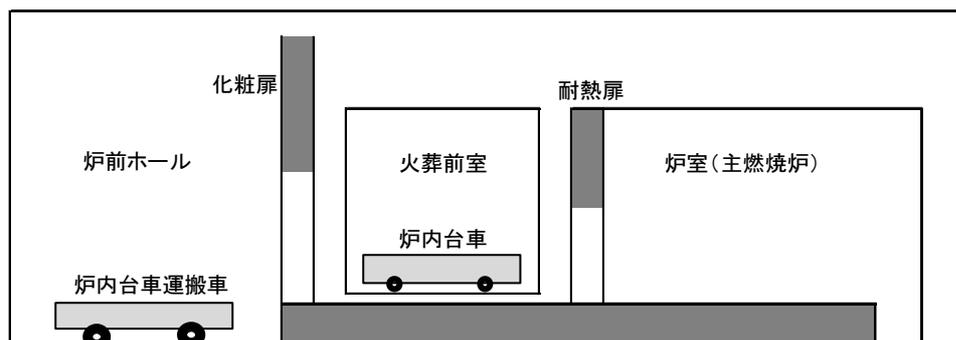
#### (1) 火葬部門

##### ア 火葬炉

火葬炉は、炉室と前室で構成され、多くの斎場では、火葬炉の前に遺体を炉内にお見送りするための炉前ホールが設けられています。また、火葬炉に関連する施設として、告別室、収骨室、待合室の数は、いずれも火葬炉の炉数と密接に関係しています。

火葬炉の整備に当たっては、耐久性や火葬炉の運転による周辺環境への影響にも配慮するとともに、点検・補修や大規模災害等にも対応できる施設とします。

図－7 火葬前室及び炉室の構成



イ 告別室、炉前ホール、収骨室

告別室は、火葬前に柩(ひつぎ)を安置し、最後のお別れを行う場所です。

また、炉前ホールは、遺族が柩を最後に見送り、収骨室は、火葬後に焼骨を骨壺に収める「骨上げ」を行う場所です。

近年の整備事例としては、遺族の心情やプライバシーに配慮した円滑な葬送儀式となるよう、それぞれを独立した一室とし、炉前ホールを設ける整備形態や、告別室と収骨室を同一室に集約し、炉前ホールの機能も兼ねる整備形態が主流となっています。今後、基本計画を策定する過程において、整備形態を検討するものとします。



写真－1 告別室の事例



写真－2 炉前ホールの事例



写真－3 収骨室の事例



写真－4 告別室・収骨室同一室の事例

注 写真1～3：大峰斎場（長野県長野市大字長野箱清水1612番地1） 写真4：土浦市営斎場（土浦市田中2丁目16番33号）

(2) 待合部門

ア 待合ホール

遺族や会葬者の悲しみを和らげる質の高い空間となるよう、整備を進めます。



写真－5 待合ホールの事例

イ 待合室

高齢者をはじめ、全ての利用者が安心して利用でき、また、利用者数に応じた弾力的な対応を図ることができるよう、待合室間に可動式間仕切の設置を考慮しながら、洋室での整備を進めます。

なお、待合室との位置関係を考慮し、授乳室等の設置についても検討します。



写真－6 待合室の事例



写真－7 可動式間仕切の事例

注 写真5：土浦市営斎場（土浦市田中2丁目16番33号） 写真6・7：大峰斎場（長野県長野市大字長野箱清水1612番地1）

(3) 式場部門

家族葬などの葬儀の小規模化にも対応し、弾力的な運用ができる式場として、整備を進めるものとします。



写真－8 葬儀の小規模化に対応した事例



写真－9 可動式間仕切を用いた事例

(4) 外構

ア 駐車場

遺族や会葬者は、自家用自動車、貸切バス等を利用することが想定されることから、新斎場の施設規模を検討し、必要な駐車台数を確保します。

イ 緑地

葬送にふさわしい景観として、緑地等を整備するなど、周辺環境と調和し、地域に受け入れられる施設とします。

注 写真8：川越市民聖苑やすらぎのさと（埼玉県川越市大字小仙波 867 番地 1） 写真9：やすらぎの森（笠間市笠間 4669）

## 2 将来必要となる火葬炉数の設定

2060（平成72）年までの将来の火葬需要の推計によると（14頁を参照）、2040（平成52）年には、年間の火葬件数が3,994件に達し、ピークを迎えることから、次のとおり本市全体で将来必要となる火葬炉数を設定します。

### (1) ピーク時（2040（平成52）年）における1日平均火葬件数の算出

年間最大火葬件数3,994件を年間稼働日数302.8日で除して算出すると、13.2件/日です。

### (2) 市全体の1日最大火葬件数の算出

火葬件数の多い冬季や友引明けなどの火葬集中日にも対応可能な施設となるよう、(1)で算出した1日平均火葬件数13.2件/日に火葬集中係数<sup>注1</sup>1.5を乗じて算出すると、20件/日です。

### (3) 将来必要となる火葬炉数の算出

現斎場においては、8基の火葬炉で1日最大12件（冬季）の火葬が可能であることから、火葬炉1基当たりの1日の運転回数は、1.5件です。

新斎場の整備に当たっては、効率性の高い施設を整備するほか、現斎場においても、設備の改修を進め、効率的な運転に努めることにより、火葬炉1基当たりの運転回数を2.0件に増加させることを前提とすると、本市全体で将来必要となる火葬炉数は、10基となります。

これに加え、火葬炉の点検・補修等を考慮して、新斎場及び現斎場では、予備炉が一般的に1基ずつ必要となることから、本市全体で12基の火葬炉を整備することを基本とします。

新斎場の火葬炉数は4基を基本とし、式場、待合室等とともに整備しますが、今後、基本計画を策定する過程において、現斎場と新斎場の需要バランス等を踏まえながら、詳細な内容を十分に検討していくものとします。

注1 火葬集中係数：季節的な偏りが生じる火葬件数について、他市施設の火葬集中係数の平均値が1.51となることから、本市の火葬集中係数を1.5と設定しています。

## 第5章 整備スケジュール等

## 第5章 整備スケジュール等

### 1 事業手法の検討

新斎場の整備に当たっては、質の高い行政サービスの提供と財政負担の軽減に努め、限られた財源を有効に活用することが必要です。

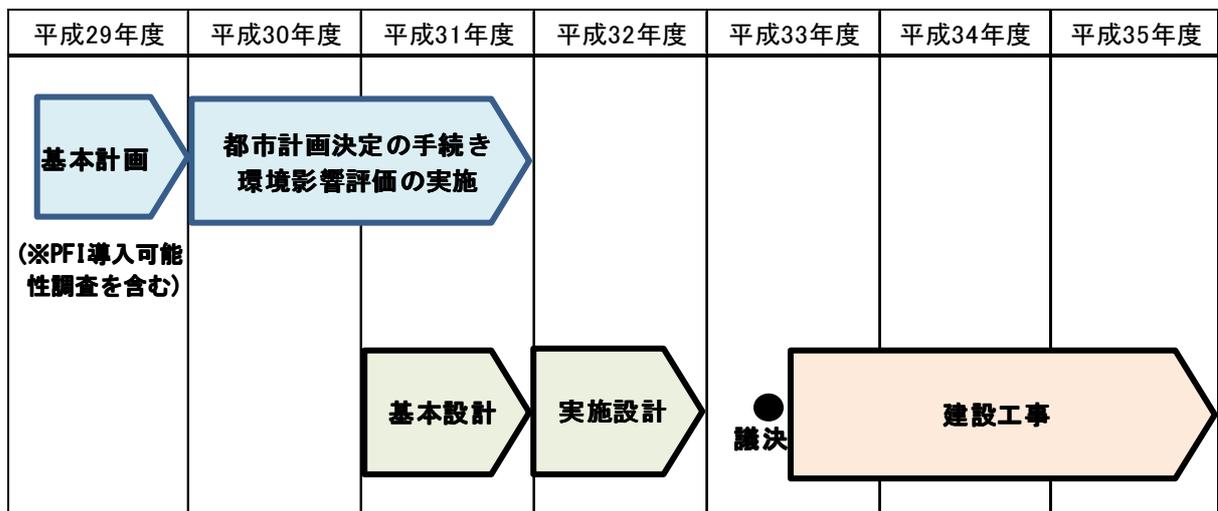
このため、今後、基本計画を策定する過程において、一般的な公共事業による整備（以下「従来型方式」という。）に加え、民間の資金やノウハウ等を活用したPFI方式<sup>注1</sup>など、新たな事業手法についても、その特徴や実現可能性を十分に見極め、本市にとって最も有効な事業手法の採用に向けて検討していくものとします。あわせて、整備後の効率的、効果的な管理運営に向けても十分に検討していくものとします。

なお、概算事業費については、施設の規模等を決定していく中で変動することが想定されることから、基本計画を策定する過程において十分に検討し、事業費の縮減に努めるものとします。

### 2 整備スケジュール

本基本構想の策定後、基本計画、都市計画決定等の手続き、基本設計、実施設計、建設工事が想定されます。具体的な整備スケジュールについては、今後、基本計画を策定する過程において十分に検討していくものとします。

図－8 従来型方式による整備スケジュールの一般的事例



注1 PFI方式：PFI(Private Finance Initiative)は、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術能力を活用して行う方式です。民間の資金やノウハウを活用することで、財政支出の効率化と平準化を期待することができます。

